

第2章 杉並区の概況

1. 位置および地形

杉並区は、東京都23区の西側に位置し、東は中野区、渋谷区、西は三鷹市、武蔵野市、南は世田谷区、北は練馬区と接している。

区の形状はおおむね方形であり、面積は 34.06 km²で23区中8番目の大きさである。



図2-1 杉並区の位置図

本区は、武蔵野台地のほぼ中央に位置し、地形は全般的にみて平坦で、東部がやや低く、西部に向かうに従って次第に高くなっている。中央部を善福寺川が、南部を神田川が、北部を妙正寺川が、それぞれ西から東へと流れ、この流域沿いは周囲よりやや低くなっている。

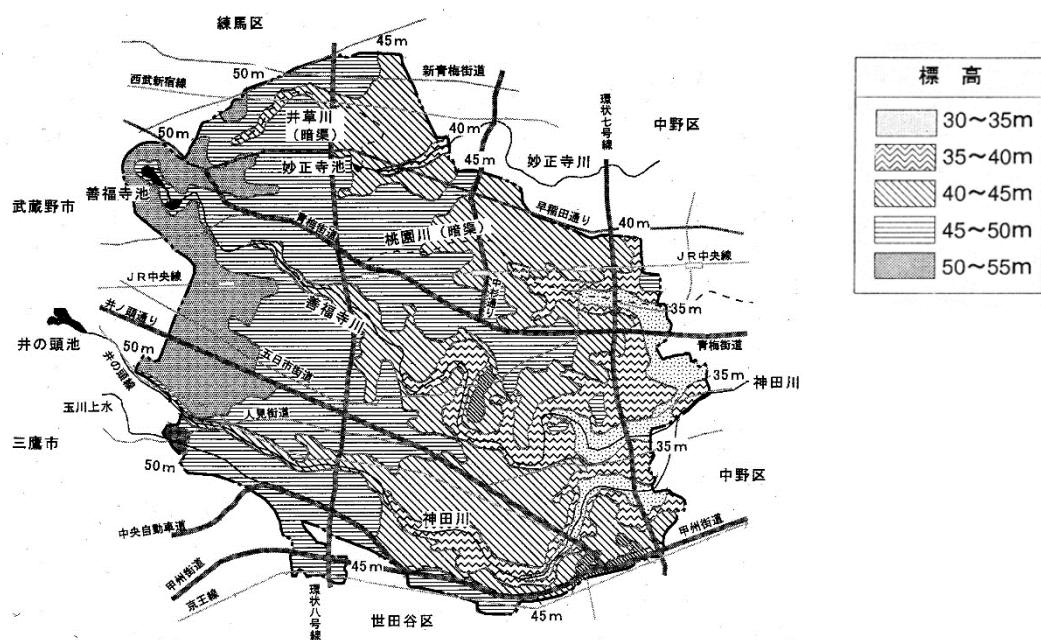


図2-2 杉並区の地形概要

2. 杉並区の今昔

図 2-3 は、明治 13 年頃の区の中央部を測量した地形図の一部である。当時は、鉄道も開通していないため、青梅街道が唯一の移動手段であった。青梅街道沿いには集落が点在し、善福寺川はいく筋にも分かれ(図下部の青色)両岸は水田(黄色)であったことが分かる。また青梅街道両側の台地には、畠(茶色)が広がっており、樹林地(緑色、黄緑色<竹林>)は、善福寺川沿いの斜面部に多く残され、みどりが豊かな農村であったことが分かる。

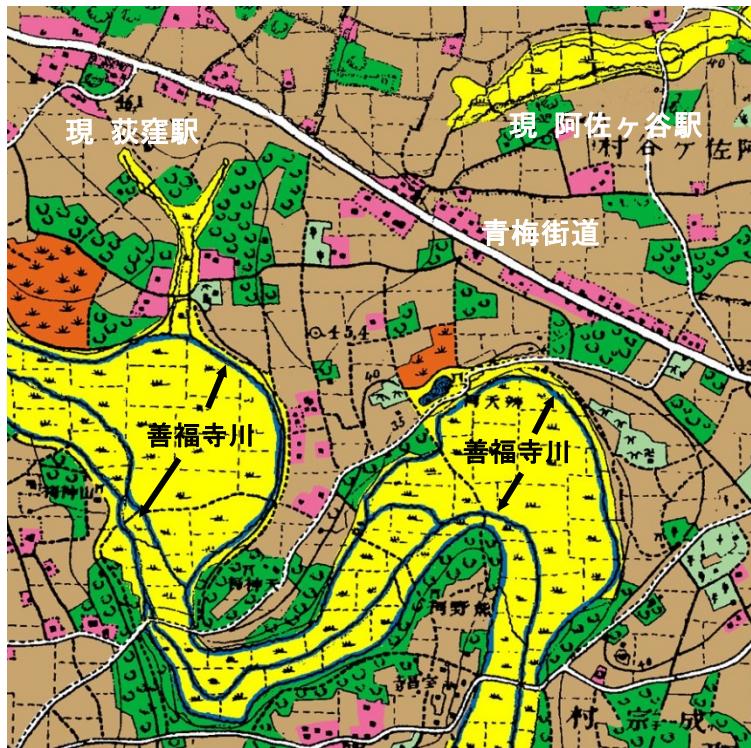


図 2-3 明治 13 年頃の杉並区中央部※1
(参考に現在の阿佐ヶ谷駅と荻窪駅の位置を表示)

また図 2-4 は昭和 22 年頃の航空写真で、上の図とほぼ同じ範囲を示したものである。既に開通していた鉄道の両側や青梅街道沿道等に市街地が広がっており都市化が進んできていることが分かる。しかしながら、善福寺川一帯の地域は図 2-3 に示す明治時代の頃の土地利用とほとんど変わっておらず、大規模な水田地帯が広がっている。また市街化された一帯は、明治の頃と比べ樹林地が減ってきている様子も見ること

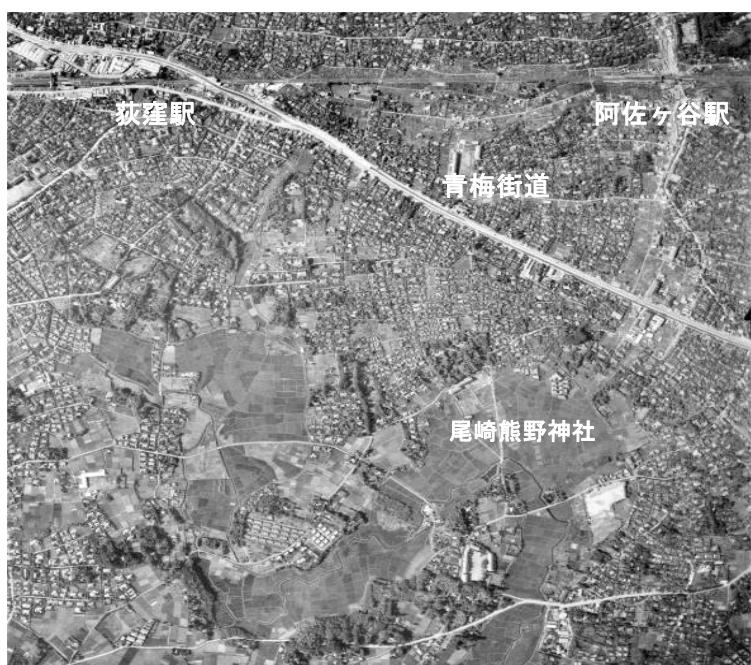


図 2-4 昭和 22 年頃の杉並区中央部(上図と同じ範囲)※2

※1 参謀本部陸軍部測量局明治 13 年測量の図より引用

※2 昭和 22 年米軍撮影航空写真

とができる。

図2-4の写真上で比較的大きな塊で樹林地と確認できる所は、そのほとんどは屋敷林や神社・仏閣となっている箇所である。これらの樹林地は現在でも本区の貴重な緑地空間として残されている。

図2-5は、本調査において平成29年6月10日に撮影されたもので、図2-4と同じ範囲である。都市化が進行し、全域に市街地が広がっていることが分かる。特に青梅街道、中杉通り、荻窪駅周辺は、高層建築物が屏風のように立ち並び、都市の高層化が進んでいる。変貌の大きな箇所の一つは、善福寺川

周辺である。昭和22年当時には大規模な水田地帯があったが、現在では水田は消失し、大規模な住宅団地や学校が見られ、まとまったみどりの公園緑地があるものの、その他は住宅地に変化している。

また、かつてはいく筋にも分かれていた善福寺川であるが、現在では河川整備や公園整備等により緑地が増え、区民のための貴重な緑地空間となっている。

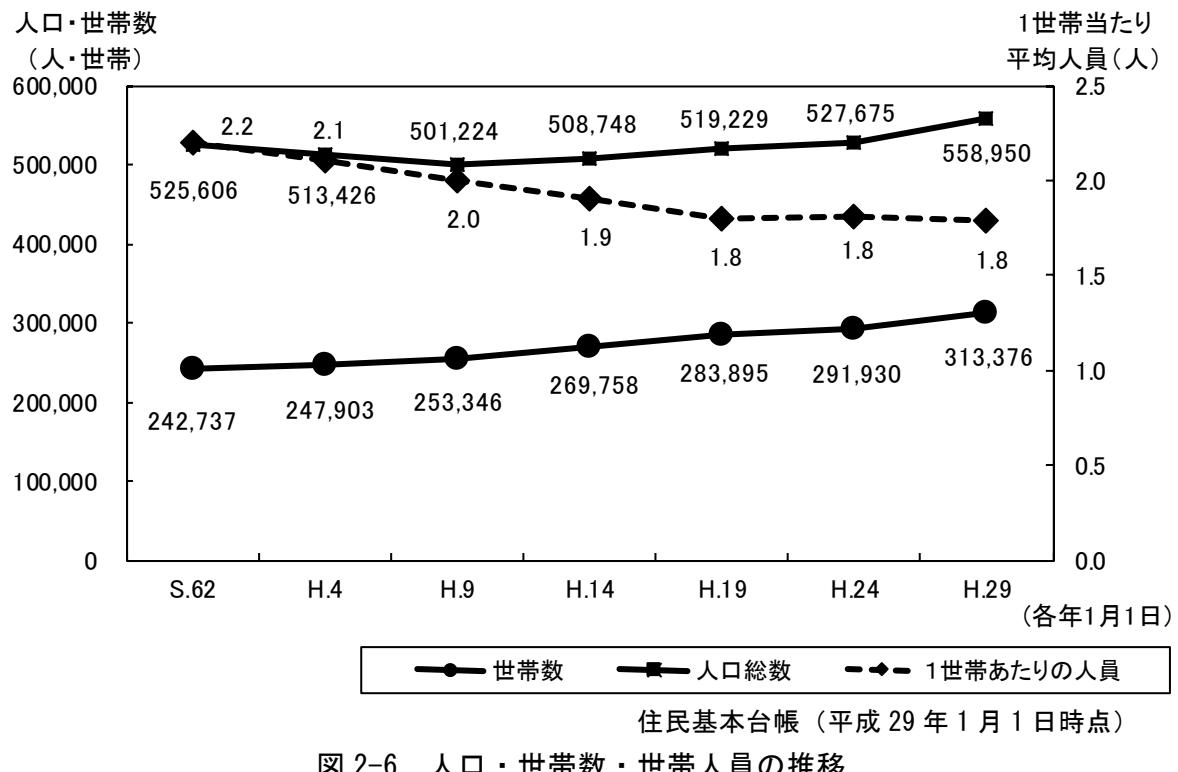


図2-5 平成29年6月撮影の杉並区中央部

3. 人口

本区の人口は、平成 29 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳では 558,950 人であり、23 区中では世田谷区、練馬区、大田区、江戸川区、足立区に次いで 6 番目に多い。世帯数は 313,376 世帯、1 世帯当たりの人員は 1.8 人であった。

人口の推移では図 2-6 のとおり平成 9 年まではやや減少傾向であったが、それ以降は増加に転じている。また世帯数は増加が続いている。平成 14 年より 1 世帯あたりの人員は 2.0 人を下回っている。



4. 土地利用

本区の用途地域の指定状況は表 2-1 および図 2-7 のとおり、第一種低層住居専用地域の占める割合が 64.1% と最も高い。また、住居系用途地域全体では 2,918.5ha で、本区全体の 85.8% を占めている。

本区の土地利用状況は、建物の建っている土地（宅地）の約 8 割が戸建住宅や共同住宅等の住宅用地であり、23 区中住宅地の比率が高く、住宅都市であることが分かる。

住宅地では戸建住宅からマンション等の集合住宅化が進んでおり、特に JR 中央線駅周辺や幹線道路沿道には多くの中高層の集合住宅が分布している。一方、環状八号線より西側では、比較的敷地面積が広い宅地が多く分布している。

商業用地は JR 中央線駅周辺や甲州街道、青梅街道、環状七号線、環状八号線等の幹線道路沿道に分布している。

大規模な公園やグラウンドは善福寺川、神田川沿いに多くが分布しており、農地

は環状八号線西側の北部と南部に多く分布している。

表 2-1 用途地域の内訳

用途地域	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居地域	2,182.20	64.14
	14.90	0.44
	414.90	12.20
	95.90	2.82
	78.10	2.30
	61.60	1.81
	70.90	2.08
住居系	2,918.50	85.79
近隣商業地域	297.30	8.74
	133.30	3.92
商業系	430.60	12.66
準工業地域	52.90	1.55
合計	3,402.00	100.00

※ 第 36 回特別区の統計平成 28 年版（公益社団法人特別区協議会）によるため、区面積は国土地理院公表の面積（3,406ha）と異なる。

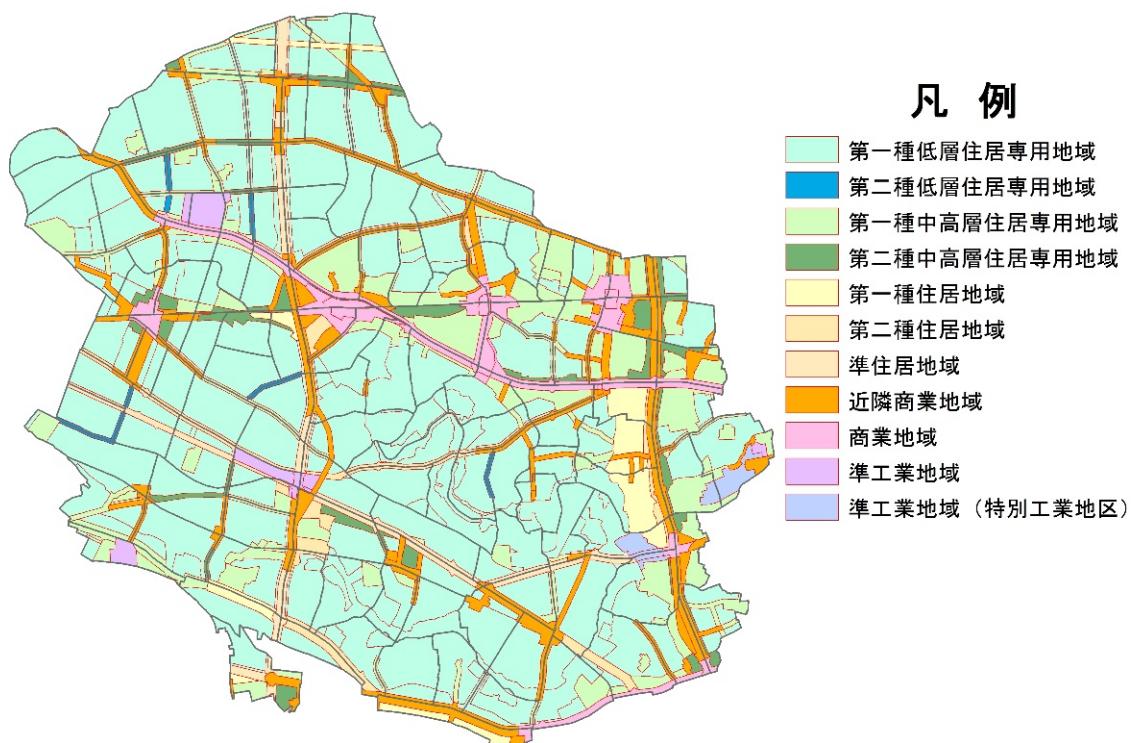


図 2-7 用途地域図（平成 29 年 3 月末現在）

5. 公園・緑地

本区の公園・緑地には、都立公園、区立公園・児童遊園・緑地があり、平成 29 年 4 月 1 日現在で 328 箇所、総面積で 117.11ha となっている。

都立公園は、善福寺公園（7.86ha）・善福寺川緑地（17.42ha）・和田堀公園（26.05ha）・玉川上水緑道（0.80ha）の 4 箇所が整備されている。また、区立公園は 324 箇所 64.98ha が整備されている。なお、区民一人当たりの公園面積（都立公園を含む）でみると 2.08 m²であり、都市公園法で定めている市街地における都市公園の整備標準の 5 m²/人に対しては低い整備状況である。また、23 区の一人当たり公園面積の平均である 4.33 m²よりも低く、図 2-9 に示すとおり 23 区中では 19 番目である。

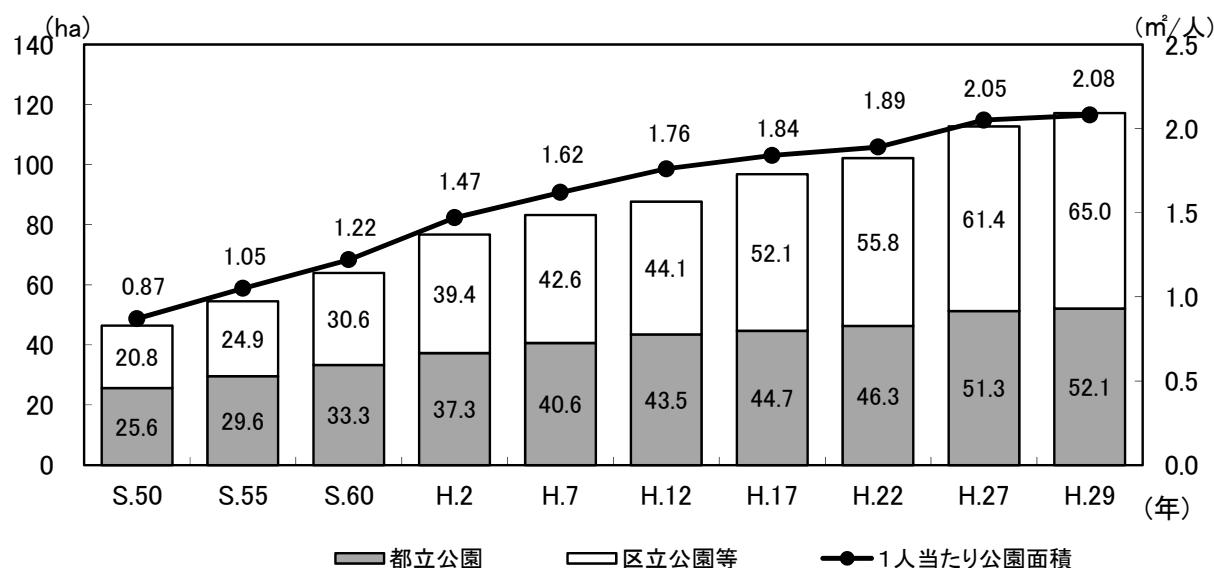


図 2-8 公園の整備状況 推移

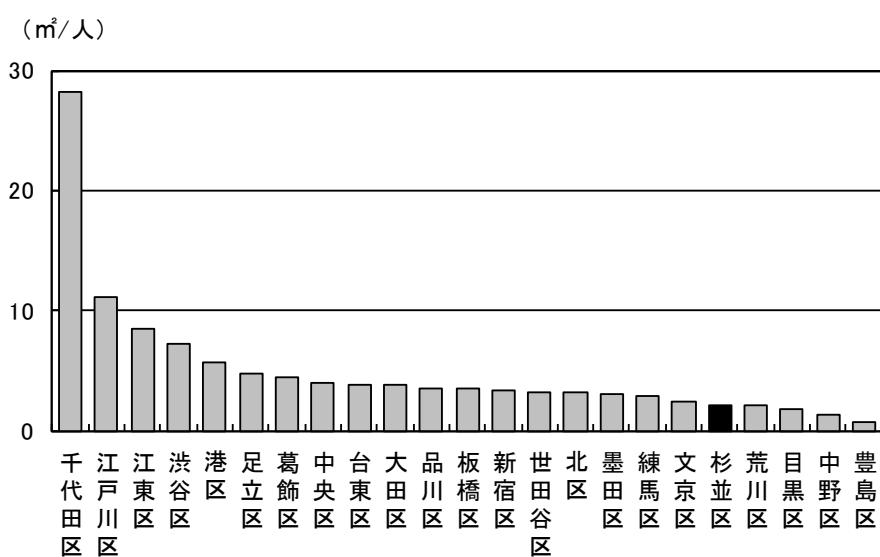


図 2-9 各区の一人あたり公園面積

(公園調書(平成 29 年 4 月 1 日現在) 東京都建設局)

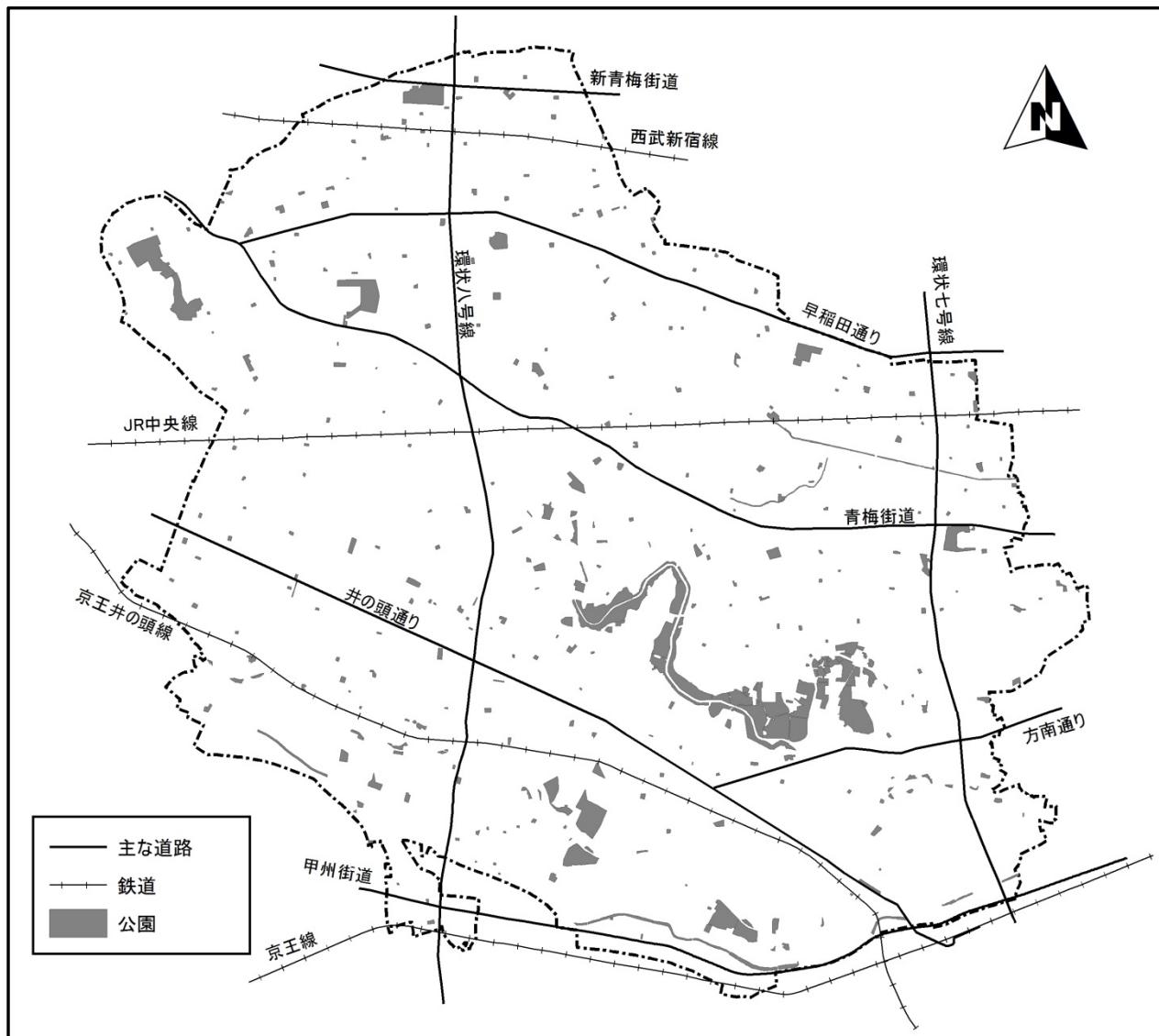


図 2-10 公園・緑地分布図

6. 農地

本区の農地は、平成 29 年 4 月 1 日現在 44.1ha であり、区面積の約 1.3%である。またその多くは、区の北部と南西部に分布している。これら農地のうち 33.6ha が生産緑地地区の指定を受けている。

図 2-11 および表 2-2 は昭和 60 年以降の農地面積、農家戸数等をまとめたものである。農地面積については昭和 60 年度を 100 とすると平成 29 年度では 44.1 と面積比で半分以下に減少している。農家戸数についても昭和 60 年度 430 戸に対して平成 29 年度では 142 戸と 3 割にまで減少している。

生産緑地地区に指定された農地は平成 4 年度の生産緑地法の改正に伴い平成 5 年度では 47.7ha が指定されており、平成 29 年度では 33.6ha となっている。一方、宅地化農地は平成 5 年度では 29.6ha あったもののうち、約 6 割減となり、平成 29 年度では 10.5ha となっている。

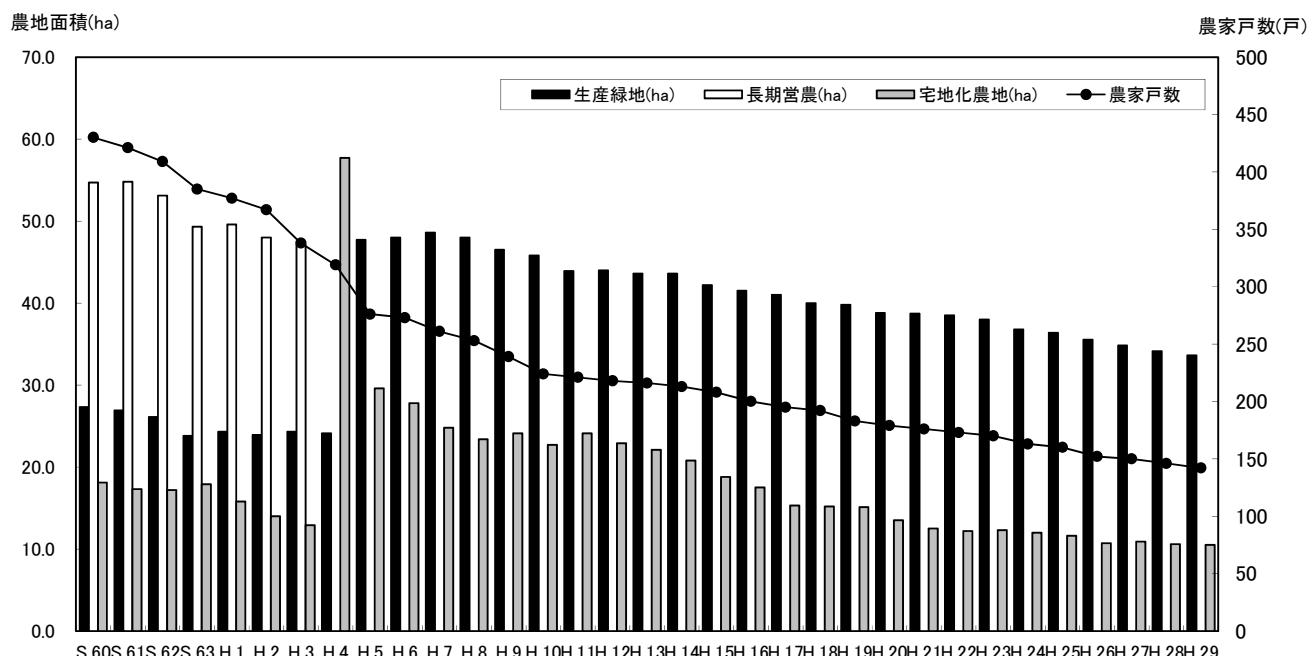


図 2-11 農地面積・農家戸数推移

表 2-2 農地面積・農家戸数の推移

各年度4月1日現在

年度	農地面積 (ha)	増減率 60年=100	生産緑地 (ha)	構成比 (%)	長期営農 (ha)	構成比 (%)	宅地化農地 (ha)	構成比 (%)	農家戸数	増減率 60年=100
昭和60年	100.1	100.0	27.3	27.3	54.7	54.6	18.1	18.1	430	100.0
昭和61年	99.0	98.9	26.9	27.2	54.8	55.4	17.3	17.5	421	97.9
昭和62年	96.4	96.3	26.1	27.1	53.1	55.1	17.2	17.8	409	95.1
昭和63年	91.0	90.9	23.8	26.2	49.3	54.2	17.9	19.7	385	89.5
平成元年	89.7	89.6	24.3	27.1	49.6	55.3	15.8	17.6	377	87.7
平成2年	85.9	85.8	23.9	27.8	48.0	55.9	14.0	16.3	367	85.3
平成3年	84.3	84.2	24.3	28.8	47.1	55.9	12.9	15.3	338	78.6
平成4年	81.8	81.7	24.1	29.5			57.7	70.5	319	74.2
平成5年	77.3	77.2	47.7	61.7			29.6	38.3	276	64.2
平成6年	75.8	75.7	48.0	63.3			27.8	36.7	273	63.5
平成7年	73.4	73.3	48.6	66.2			24.8	33.8	261	60.7
平成8年	71.4	71.3	48.0	67.2			23.4	32.8	253	58.8
平成9年	70.6	70.5	46.5	65.9			24.1	34.1	239	55.6
平成10年	68.5	68.4	45.8	66.9			22.7	33.1	224	52.1
平成11年	68.0	67.9	43.9	64.6			24.1	35.4	221	51.4
平成12年	66.9	66.8	44.0	65.8			22.9	34.2	218	50.7
平成13年	65.7	65.6	43.6	66.4			22.1	33.6	216	50.2
平成14年	64.4	64.3	43.6	67.7			20.8	32.3	213	49.5
平成15年	61.0	60.9	42.2	69.2			18.8	30.8	208	48.4
平成16年	59.0	58.9	41.5	70.3			17.5	29.7	200	46.5
平成17年	56.4	56.3	41.0	72.7			15.3	27.1	195	45.3
平成18年	55.2	55.1	40.0	72.5			15.2	27.5	192	44.7
平成19年	53.8	53.7	39.8	74.0			14.0	26.0	183	42.6
平成20年	52.3	52.2	38.8	74.2			13.5	25.8	179	41.6
平成21年	51.2	51.1	38.7	75.6			12.5	24.4	176	40.9
平成22年	50.7	50.6	38.5	75.9			12.2	24.1	173	40.2
平成23年	50.3	50.2	38.0	75.5			12.3	24.5	170	39.5
平成24年	48.8	48.8	36.8	75.4			12.0	24.6	163	37.9
平成25年	48.0	47.9	36.4	75.8			11.6	24.2	160	37.2
平成26年	46.3	46.2	35.6	76.8			10.7	23.2	152	35.3
平成27年	45.7	45.7	34.8	76.1			10.9	23.9	150	34.9
平成28年	44.7	44.7	34.1	76.3			10.6	23.7	146	34.0
平成29年	44.1	44.1	33.6	76.2			10.5	23.8	142	33.0

7. みどりの文化財

本区のみどりに関係する文化財は、表 2-3 のとおり杉並区が指定した天然記念物の樹木が 4 本と、東京都が指定した天然記念物 2 箇所、旧跡 1 箇所がある。

区指定の天然記念物はいずれも古くからある大木である。そして、都指定の大宮八幡宮社叢は、昔から薬草類の多いことを理由に指定された樹林で、特別緑地保全地区に指定されている。また、横倉邸のケヤキ並木は、直径 50cm 前後のものが人見街道沿いに並んでいる。

旧跡として指定されている櫻屋敷は、戦災を受けて昔の面影は薄れたといわれるが、今もなおケヤキの樹冠に包まれて、阿佐ヶ谷駅周辺の貴重なみどりとして地域の人々に親しまれている。

なお、本区の南部を流れる玉川上水は、1653 年に江戸市中へ水を供給するため多摩川の羽村堰より引かれたもので、高い歴史的価値をもち、豊かなみどりとともに将来にわたり保存していく必要があることから、東京都では歴史環境保全地域に指定しており、国の史跡に指定されている。

表 2-3 みどりに関係する指定文化財(平成 29 年 4 月 1 日現在)

杉並区指定天然記念物

種別	名 称	所 有 者 等	所 在 地 等	指 定 年 度
植物	荻窪八幡宮のコウヤマキ	1本	荻窪八幡神社	上荻4-19-2
植物	尾崎熊野神社のクロマツ	1本	尾崎熊野神社	成田西3-9-5
植物	和泉熊野神社のクロマツ	1本	和泉熊野神社	和泉3-21-29
植物	宗源寺のラカンマキ	1本	宗源寺	下高井戸4-2-3

東京都指定天然記念物

名 称	所 有 者 等	所 在 地 等	指 定 年 度
大宮八幡宮社叢	宗教法人大宮八幡宮	大宮2-3-1	昭和8年
横倉邸のケヤキ並木	個人	高井戸東3-16	昭和10年

東京都指定旧跡

名 称	所 有 者 等	所 在 地 等	指 定 年 度
櫻屋敷	個人	阿佐谷北1-6-5	大正8年

また、景観法及び杉並区景観計画等に基づき、区の景観を形成する上で特に重要な樹木を将来にわたり保存していくために区立坂の上のけやき公園のケヤキを景観重要樹木に指定した。善福寺川にほど近い高台にあり、坂と川が織りなす自然地形とともに地域の景観づくりに貢献しているほか、周辺道路や善福寺川周辺からもその樹木を望むことができ、古くから地域のシンボルとして親しまれている。

表 2-4 景観重要樹木

樹 種	所 在 地 等	指 定 年 度
ケヤキ(坂の上のけやき公園)	西荻北4-38-6	平成28年

8. 自然環境

8-1 大気

大気汚染の主な発生源は自動車で、窒素酸化物と浮遊粒子状物質が問題となっている。近年はディーゼル車等の排出ガス規制が逐次強化され、徐々にその効果が現れている。本区では幹線道路等に測定器を設置し、常時測定を行っており、平成28年度は窒素酸化物については環境基準を達成している。

光化学スモッグについては、本区は日本で最初に発生したところであるが、平成28年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は2回であった。東京都全体では5回で過去10年間の平均回数12.1回より7.1回少ない状況であった。

8-2 水質

区内には神田川・善福寺川・妙正寺川の3河川があるが、いずれの河川もコンクリートの垂直護岸が多くを占めている。しかし善福寺川の一部には親水性のある護岸整備を行っている箇所もあり、また川底や護岸から湧水が確認できる箇所もある。善福寺川御供米橋下流の湧水群は東京都の「東京の名湧水57選」に選定されている。

水質は下水道の普及によって改善されている。しかし集中豪雨時には、合流式下水道からの雨水を含んだ下水が河川に流入するため、一時的な水質の悪化が起こっている。

8-3 植生

区内に現存する代表的な植生としては、自然草地では善福寺池および都立和田堀公園内の池にみられる水生植物群落であるマコモーウキヤガラ群集等が、また自然林に相当するものでは、都立善福寺公園や都立善福寺川緑地内的一部の樹林、大宮八幡宮等の社寺林、および区内北部等に点在するケヤキーシラカシ屋敷林がみられる。二次林では善福寺池周辺や善福寺川・神田川沿いに小規模に点在するコナラークヌギ群集、二次草地・人工草地では区内南部のグラウンド等にみられるシバ草地やオオバコーカゼクサ群集等の踏み跡群落がみられる。

8-4 人工衛星データによる都市熱状況

近年、「ヒートアイランド現象」と呼ばれる都市特有の現象が顕著となっているなか、都市のみどりのもつ微気象の緩和機能が注目されている。図2-12は、人工衛星データを解析して、夏季昼間の地表温度を示したものである。

地表温度は28°C以上となっている箇所が多いが、大規模な緑地である公園や水辺等では2~3°C低くなってしまっており、まとまりのあるみどりが低温域を形成していることがわかる。

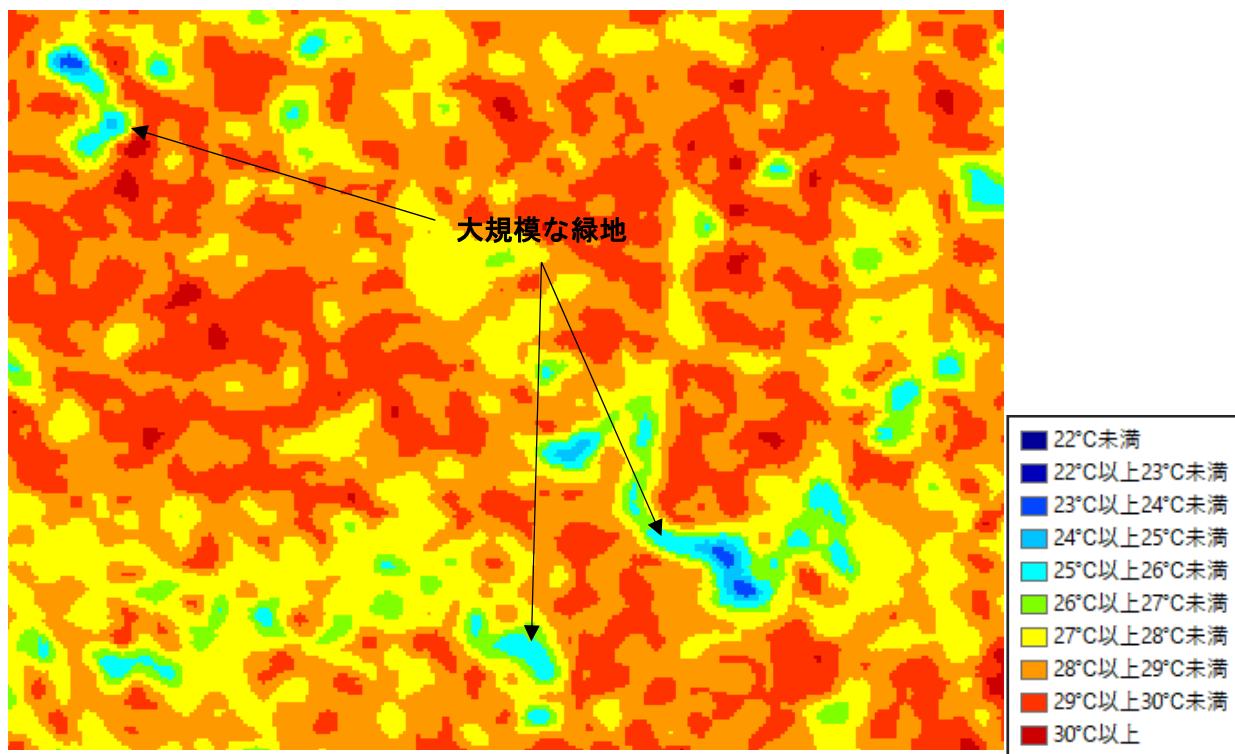


図 2-12 人工衛星からみた夏季の都市熱状況

9. みどりの計画と施策

杉並区では平成 11 年 5 月に「杉並区みどりの基本計画」を策定し、平成 17 年度に一部改定、平成 22 年 5 月に第 2 回の改定を行った。

「みどりの基本計画」は、都市緑地法に定められたみどりに関する総合的な計画で、都市公園の整備、民有地等のみどりの保全、緑化、区民とのパートナーシップによる緑化活動の推進等、その具体的な方策が総合的に示されている。

みどりの基本計画では、杉並区基本構想の将来像である「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を実現するための部門別計画として、関連計画との整合性を図り、区のみどりに関する施策を推進するものである。

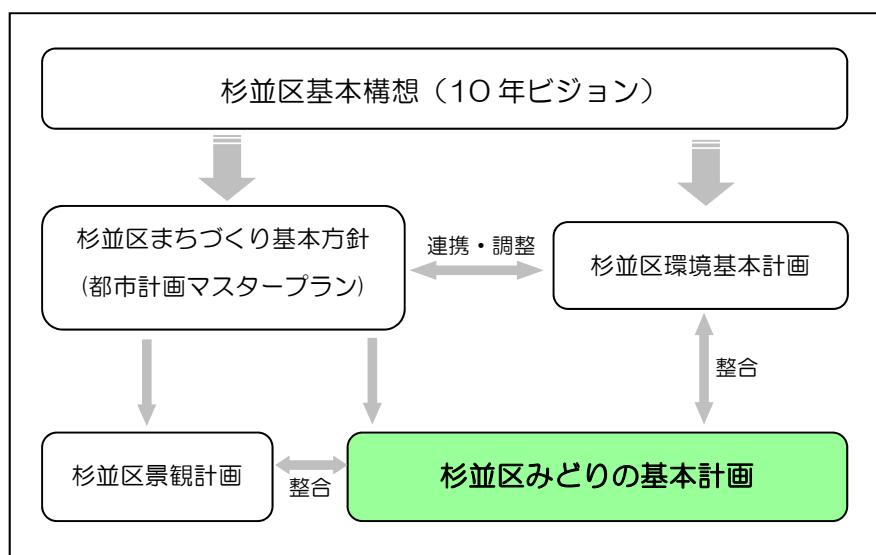
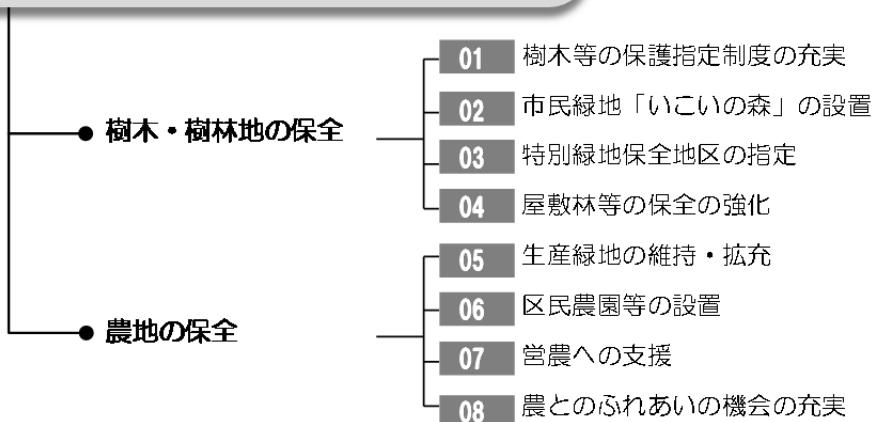


図 2-13 『みどりの計画と施策』の位置づけ

杉並区みどりの基本計画の施策体系 「みどり39プラン」

基本方針1：身近なみどりを守ろう



基本方針2：新しいみどりを創ろう



基本方針3：みどりの質を高めよう

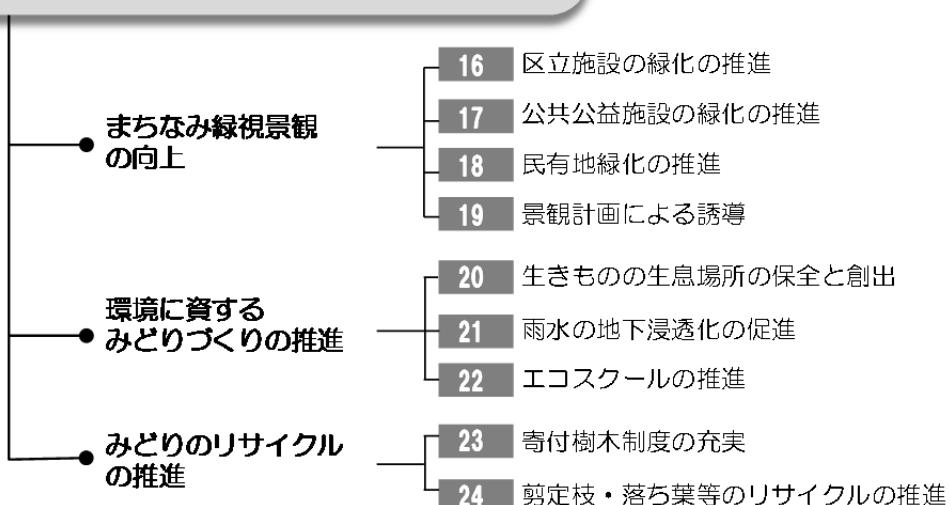


図 2-14 みどり39プラン(1)

基本方針4：みどりでまちをつなげよう

- みどりのベルトづくりの推進

- 25 みどりの拠点づくり
- 26 河川の緑化推進
- 27 道路の緑化推進
- 28 身近なみどりのネットワークづくり

基本方針5：みんなでみどりを育てよう

- みどりについての意識の向上

- 29 環境学習の充実
- 30 みどりの相談所の充実
- 31 みどりの情報の発信・イベントの開催
- 32 みどりの顕彰制度の創設

- 区民とのパートナーシップ

- 33 区民主体によるみどりづくり
- 34 緑化活動への支援
- 35 みどりの協定の締結促進
- 36 地区の指定
- 37 みどりの基金の積み立て・運用

- みどりの調査・企画

- 38 みどりに関する調査の実施
- 39 杉並区緑化推進連絡会の運営

図 2-15 みどり39プラン(2)